

平成30年度 子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額表（2号認定・3号認定）

階層 区分	定 義	保育所・認定こども園				地域型保育事業所			
		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児	3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間				
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0		
B	市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	0	0	0	0	0		
	市民税非課税世帯（上記以外の世帯）	4,500	4,500	3,000	3,000	3,300	2,200		
C 1	A階層を除き、市民税が課税されている世帯。父母の市民税所得割を合計した額により、C 1～C 9階層に区分。 ※ 均等割のみ課税の場合はC 1階層	48,600 円未満		10,400	10,300	8,800	8,700	7,800	6,600
C 2		48,600 円以上	64,800 円未満	16,500	16,300	14,800	14,600	12,300	11,100
C 3		64,800 円以上	97,000 円未満	24,000	23,700	21,600	21,300	18,000	16,200
C 4		97,000 円以上	121,000 円未満	35,600	35,100	30,800	30,400	26,700	23,100
C 5		121,000 円以上	169,000 円未満	39,100	38,600	33,800	33,300	29,300	25,300
C 6		169,000 円以上	213,000 円未満	51,700	50,900	35,400	34,900	38,700	26,500
C 7		213,000 円以上	301,000 円未満	56,200	55,400	37,300	36,700	42,100	27,900
C 8		301,000 円以上	397,000 円未満	69,800	68,800	38,100	37,500	52,300	28,500
C 9		397,000 円以上		84,400	83,100	41,000	40,400	63,300	30,700

- 平成30年4月～8月分の利用者負担額（保育料）は平成29年度市民税額、平成30年9月～平成31年3月分の利用者負担額は平成30年度市民税額に基づき決定します。また、海外での収入がある場合は、当該収入を含めて利用者負担額を算定します。市民税額や世帯構成等に変更があった場合は、翌月から利用者負担額が変更になることがありますので、至急、保育入所課へお知らせください。ただし、年度を遡っての利用者負担額の変更は行いません。
- 利用者負担額は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の税額控除（調整控除を除く）を適用する前の市民税額により決定します。
- B階層のひとり親世帯等とは、母子・父子世帯または在宅障害児（者）のいる世帯です。
- 「3歳未満児」とは、年度の4月初日の前日において3歳に達していない子供（年齢は誕生日の前日に加算されます。）をいい、その子供が年度途中で3歳に達しても、当該年度中は3歳未満児の金額が適用されます。
- 保育所及び認定こども園では、市から認定を受けた保育の必要量（「保育標準時間」・「保育短時間」）によって、利用者負担額が異なります（A・B階層を除く）。
- 地域型保育事業所とは、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所及び居宅訪問型保育事業所をいいます。また、地域型保育事業所のうち、給食提供を行っていない施設については、上記の額から20%減額した金額となります。
- 同一世帯から2人以上の小学校就学前の子供が、認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合、年齢の高いきょうだい等から数えて、第2子は上記の額の半額（100円未満切捨て）、第3子以降は無料となります。
- 上記7にかかわらず、市民税所得割合算額（以下「所得割合算額」といいます。）が一定額以下の多子世帯やひとり親世帯等の利用者負担額について、負担軽減が拡充されています。
  - 多子世帯の利用者負担額負担軽減の拡充について  
世帯の所得割合算額が57,700円未満の場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子供の年齢制限等を撤廃し、最年長のきょうだい等から1人目と数え、第2子の利用者負担額は半額、第3子以降の利用者負担額は無料となります。また、市民税非課税世帯（上記表のB階層）の第2子について、利用者負担額を半額ではなく、無料とします。
  - ひとり親世帯等の利用者負担額負担軽減の拡充について  
ひとり親世帯等で所得割合算額が77,101円未満の場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子供の年齢制限等を撤廃し、第1子の利用者負担額は半額、第2子以降の利用者負担額は無料となります。また、その場合における利用者負担額の上限額を3歳以上児については6,000円、3歳未満児については9,000円とします。
- 祖父母と同居し、父母の年収が100万円に満たない場合は、祖父母（いずれか高い方）の市民税額を合算して利用者負担額を決定します。上記金額とは別に、延長保育料（利用者のみ）及び主食代（3歳以上）がかかります。